

平成20年2月14日

各部局

教職員、学生 各位

運輸交通専門委員会

委員長 森田 康夫

自転車の安全利用促進のための自転車通行ルール等の周知について

自転車の歩道通行要件の見直し等を内容とする道路交通法の改正が行われ、平成20年6月19日までに施行されます。

改正内容は、別添パンフレットのとおりでありますが、各自が自転車通行ルールを理解し、歩行者や車との適切な共存を図り、安全に努めるようお願いします。

なお、自転車事故の発生状況（自転車事故件数、自転車側の死傷者数、自転車・歩行者など相手側の割合、交差点・その他など道路形状別の割合、出会い頭・右左折時などの事故類型別の割合）について、具体的なデータが警察庁ホームページ「自転車の安全利用の推進」（<http://www.npa.go.jp/bicycle/#01>）に記載されております。

例えば、平成18年度の交通事故死亡者総数は6,352人ですが、そのうちの812人(12.8%)が自転車乗車中の死亡となっています。

自転車により通勤・通学している方は、是非ご覧下さい。

自転車の通行等に関するルールが改正されました。

平成20年6月19日
までに施行されます。

① 普通自転車の歩道通行に関する規定

○歩道通行ができるのは、

- ①道路標識等で指定された場合
- ②運転者が児童、幼児等の場合
- ③車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

※ただし、警察官や交通巡視員が、歩行者の安全を確保するために必要があると認めて指示したときは、歩道を自転車に乗って通行してはいけません。

○歩行者も

「普通自転車通行指定部分」をできるだけ避けて通行する努力義務



改正前

道路標識等により歩道通行できるとされている場合

改正後

道路標識等により歩道通行できるとされている場合



運転者が児童、幼児等の場合

車道又は交通の状況からみてやむを得ない場合

② 乗車用ヘルメットに関する規定

児童・幼児（13歳未満の者）を保護する責任のある者は、児童・幼児を自転車に乗車させるときは、乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければなりません。



③ 地域交通安全活動推進委員に関する規定

地域交通安全活動推進委員（交通ボランティア）の活動内容に、「自転車の適正な通行方法についての啓発活動」を追加。

自転車安全利用五則を守りましょう。

① 自転車は、車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

【罰 則】 3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金



② 車道は左側を通行

【罰 則】 3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金



自転車は道路の左端に寄って通行しなければなりません。

③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、すぐに停止できる速度で、歩行者の通行を妨げる場合は一時停止しなければなりません。

【罰 則】 2 万円以下の罰金又は科料



④ 安全ルールを守る

■ 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止。

【罰 則】 5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金
※ 酒に酔った状態で運転した場合



■ 二人乗りは禁止

6 歳未満の子どもの 1 人乗せるなどの場合を除き、二人乗り禁止。

【罰 則】 2 万円以下の罰金又は科料



■ 並進は禁止

「並進可」標識のある場所以外では、並進禁止。

【罰 則】 2 万円以下の罰金又は科料



■ 夜間はライトを点灯

夜間は、前照灯及び尾灯（又は反射器材）をつける。

【罰 則】 5 万円以下の罰金



■ 信号を守る

信号を必ず守る。「歩行者・自転車専用」信号機のある場合は、その信号に従う。

【罰 則】 3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金



■ 交差点での一時停止と安全確認

一時停止の標識を守り、狭い道から広い道に出るときは徐行。安全確認を忘れずに。

【罰 則】 3 カ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金



⑤ 子どもはヘルメットを着用

児童・幼児の保護責任者は、児童・幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるようにしましょう。



運転中の携帯電話 やめましょう! 傘さし運転

